

大阪府屋外広告物 表示制限区域図

(平成 24 年 5 月 1 日施行分)

大阪湾岸区域 (隣接区域を含む)

- ① 岸和田市及び泉佐野市の区域は、景観行政団体及び自主条例を制定しているため、大阪府景観計画区域 (大阪湾岸区域) には含まれないが、隣接区域として大阪府屋外広告物条例が適用される区域になる。

